



貝浜(けばま)の砂浜と朝仁の海(鹿児島県奄美市) 撮影者:和田知彦

WHOからWHY、そしてWHEREへ

始まりはWhoだった。奈良のバス運転手、東京の屋形船…感染したのは一体誰?でもWHO(世界保健機関)や政府が対処するでしょ?まだ対岸の火事、誰かの不運だった。

感染が急速に国内に広がる中、コロナって何(What)?に疑問が移る。インフルエンザより軽いんでしょ?人は見たいものしか見ない。学校の一斉閉鎖まで「我が家のボヤ」程度に見ていた人も多いだろう。

しかし有名人の相次ぐ死亡が意識を変える。皆「お茶の間に炎」を見たのだ。3密回避などいかに(How)鎮火するかに関心が移った。専門医らの解説により、医療資源の不足やPCR検査数の少なさなど、感染症予防政策の不備が明らかになっていく。

我が国のやり方は要請と自粛。しかし自己責任なのか?緊急事態宣言下、「経済的死」の広がりが見え、悲鳴があがった。呼吸困難の国民や事業者を救うには直ちに経済の酸素、「お金」を配るしかない。How much?けちけちするな、急げ!

しかし、なかなか届かない。いつもらえるか、いつ解除されるか、いつまで資金がもつのか?Whenが焦りの中で人々の意識を支配する。

ようやく大型対策が動き出したとき、原価70円のマスクを154円で1000枚「転売」して逮捕される人がいる一方、小さな一般社団法人が巨大企業に「再委託」し数十億円「中抜き」するなど、どさくさに紛れて巨額の「復興」資金がブラックボックスに吸い込まれていく。

いったいどこに(Where)向かって復興すべきなのか?そのためにはなぜ(Why)という問いが欠かせない。文明と感染症は切り離せない。環境破壊は次のコロナを必ず呼ぶ。地域の伝統に根差した分散型の持続可能な社会こそが復興の目標なのだ。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 室谷悠子 弁護士 黒田祐史 弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀 弁護士 満村和樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦/事務局一同

石炭火力発電所 と気候変動訴訟

弁護士 杉田 峻介

■ 気候変動による被害

ここ数年、日本各地で台風や豪雨による災害が激甚化し、多くの方の命を奪うとともに、大変な被害を招いており、心が痛みます。

しかし、化石燃料の燃焼などにより排出されるCO2の濃度上昇により引き起こされる気候変動がこのまま進めば、日本におけるすべての地域及び季節において「短時間強雨」が有意に増加し、また、将来的に台風が強大化(最大風速及び降水量が増加)するだけでなく日本付近を通過する速度も遅くなるとされています。近時の風水害についても、気候変動の進行との関係が指摘されています。気候変動は、もはや、現在、そして将来を生きる私達の命に関わる問題になっているのです。

CO2の排出と気候変動、これによる災害や異常気象による被害の現実化との関係性に係る科学的知見は確立しています。そして、世界各地で気候変動に起因する災害や異常気象が多発し、気候変動による被害が現実化し、そして今後ますます悪化することが懸念される中、世界中の市民が企業、そして政府に対してCO2削減が急務であると声を上げています。2016年には、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が発効しました。気候変動の進行を防ぐべく、世界は大きく動いています。

■ 石炭火力発電

「石炭火力発電」——最近、ますますニュースで耳にすることが多くなった言葉ではないでしょうか。私達は日々電気を使って生活しています。電気は、火力、水力、原子力、太陽光、風力などの発電所によって作り出されていますが、石炭火力発電所とは、簡潔に言えば、化石燃料である「石炭」を燃料として発電を行う火力発電所です。

石炭火力発電所は、安価な石炭を原料とする一方で、大量のCO2や大気汚染物質を排出します。CO2の排出量で言えば、実に天然ガス火力発電の2倍の量です(図1)。これが気候変動を大きく加速させるとして、石炭火力発電は世界的に問題視されているのです。

諸外国では石炭火力発電所を早期に全廃する動きが進んでいます。また、国内外の金融機関や投資家においては、石炭火力発電事業への融資を取りやめる動きも加速しています。他方、日本政府は長きにわたり石炭火力を主力電源として位置付けて削減に舵を切らず、世界的な批判に晒されてきました。今年7月、日本政府は「非効率な」石炭火力発電所の9割を2030年度までに休廃止させる方針を打ち出

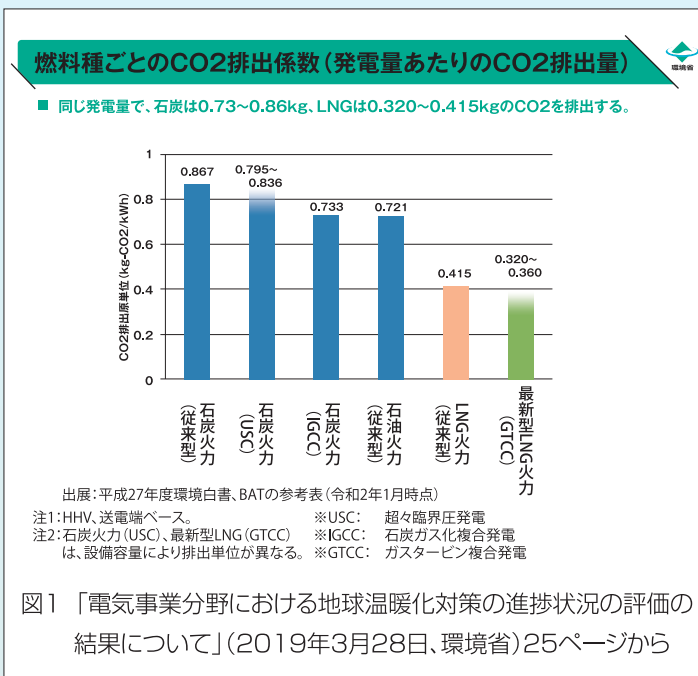


図1 「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について」(2019年3月28日、環境省)25ページから

しましたが、何ら石炭火力の全廃を目指すものではなく、全く不十分な対応というほかありません。

気候変動の進行を防ぐためにも、石炭火力発電所の廃止、新設の中止が急務になっています。

■ 神戸製鋼が計画する石炭火力発電所と訴訟

株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼」)は、神戸市灘区の神戸製鉄所敷地内に、出力合計130万kWの石炭火力発電所2基(以下「新設発電所」)を新設することを計画し、現在、同発電所の建設を進めています。神戸製鋼は、関西電力と締結した電力供給契約に基づき、30年という長期間にわたり、この発電所を稼働させ、発電した電気を関西電力に売却して利益を得る計画なのです。

しかし、この新設発電所は、年間約700万トン(世界のエネルギー起源CO2の5000分の1もの量)もの莫大な量のCO2を排出し、大量の大気汚染物質も排出します。これに対して、近隣住民などの市民が、環境に深刻な影響を与えるとして、2つの裁判を起こしています。

一つめが、事業者に対する民事訴訟(差止訴訟)です。新設発電所から大量のCO2が排出されることによる気候変動による被害、大気汚染物質(PM2.5など)による健康被害のおそれを主張して、神戸製鋼及び事業主体となった同社の子会社に対しては新設発電所を「建設・稼働させない」こと、また発電された電力の全量を買取る関西電力に対しては「発電の指示をしないこと」を求めています。43名の原告の中には、将来にわたって被害を受け得る小学生の子どもなどもいます。

二つめは、この石炭火力発電所の設置を承認した国に対する行政訴訟です。新設発電所の設置に先立ち、環境影響評価(環境アセスメント)が行われていますが、国(経済産業大臣)は、この発電所の計画が「環境の保全について適正な配慮がなされている」として、環境影響評価書の「確定通知」という行政処分をしました。この処分がなければ事業者は

発電所の建設に進めないで、国がお墨付きを与えた形になっているのです。しかし、この環境アセスメントの中では、この石炭火力発電所が他の燃料種(たとえば天然ガス)を使用する場合と比べていかに大量のCO2を排出させるか、またPM2.5による影響などについても何の検討・評価もされていません。そのような環境アセスメントの結果や対策の内容が「環境に配慮している」というのは全くの誤りで、確定通知は違法だとして、原告らが国(経済産業大臣)に対して「確定通知処分の取り消し」を求めるのがこの訴訟です。

池田直樹弁護士と私は、気候変動問題に精通した弁護士らとともにこれらの訴訟の代理人を務めています。

■ 問われる事業者と国の姿勢

事業者である神戸製鋼側は、「CO2の排出量は国全体で管理されるものである」とか、「CO2削減については関西電力が対応する」といった主張をし、国はこの計画が「国の地球温暖化対策計画と整合している」といった主張をしています。

発信者情報開示請求の 今とこれから

弁護士 満村 和樹

ここ数か月の間に、ネット上で誹謗中傷をしている者を特定する手段である「発信者情報開示請求制度」が世間の耳目を集めました。

本論稿では、この「発信者情報開示請求」の手続きの流れを解説し、現在総務省で行われている制度改正の動きにも少し言及したいと思います。

この制度は、ネット上の個人に対する名誉棄損の問題だけではなく、会社に対する信用棄損・業務妨害と戦うためにも使えますので、自社のブランドや業務を守るためにもぜひ一度、基本的知識を頭に入れておいていただけます。

簡単に言うと、発信者情報開示請求の制度は、具体的な書き込みの発見から始まり、インターネットの仕組みに従って、書き込んだ者(発信者)の個人情報に辿り着くまでのプロセスを提供しています。

まず、発信者情報の開示は、プロバイダ責任制限法に基づき、裁判手続によらずとも請求は可能とされており、各サイトでこの手続きのフォーム等を設け、任意開示の請求を受け付けています。しかし、実際は、各サイト管理者がこの任意開示に応じてくれることは少なく、次で述べる法的な手続きに移行せざるを得ないことが多いのが実情です。

法的な手続きとしては、サイト管理者(2ちゃんねる、Twitter等)に対して仮処分を申し立て、発信者のIPアドレス、タイムスタンプといったアクセスログを取得します。アクセスログはその者のネット上の足跡のようなものです。また、この仮処分の段階で、書き込みの削除を請求することもできます。

しかし明らかなのは、この新設発電所から長期間にわたって莫大な量のCO2が排出されること、必ずやこれがCO2濃度の上昇、気候変動の進行を加速させることです。そして、事業者側が、経済性等を理由にあえて「石炭」という燃料種による発電事業を選択し、環境を破壊しながら利益を得ることを選んでいるということです。この時代に、そのような事業者の行為が果たして社会的に、そして法的に許容されるのか否かが、これらの訴訟の核心になります。

世界では、大量のCO2を排出する事業者や、気候変動対策を担う政府に対する訴訟が多数提起されています。昨年12月には、オランダ最高裁が、温室効果ガスの排出について、2020年末までに1990年比で少なくとも25%削減するようオランダ国に命じる判決を下しました。

神戸製鋼の新設発電所をめぐる本件の両訴訟は、現在、日本における「気候変動訴訟」として国内外から注目を集めており、メディアにも多数掲載されています。引き続き、本件の計画の中止を求め、鋭意主張・立証を行っていきます。

アクセスログが分かれば、発信者がどのプロバイダ(OCN、KDDI等)と契約しているかが分かるので、このプロバイダに対して、発信者の氏名、住所等を開示せよとの訴訟を提起することになります。

この訴訟で判決を勝ち取り、ようやく発信者の氏名、住所等を取得できると、さらにここから損害賠償請求や刑事告訴等の措置を講じることとなります。

これまでの流れから分かるように、現在の制度の問題点として、単純に手間がかかり過ぎるというのがあります。また、上記のアクセスログの保存期間は法定されておらず、3か月や半年といった短期間で管理者によって消去されています。そのため、書き込みから半年経ってしまえば高確率で発信者との戦いを断念しなければならないということです。さらに、先に述べた仮処分についても、サイト管理者側からも、名誉棄損等の該当性について積極的に争われる場合も少なくなく、争いが激化する分、訴訟も長期化し、その間にアクセスログが消えてしまうという問題点があります。

そのため、現在、総務省において、発信者情報開示請求制度の改正の議論がなされています。

未だ決定事項にはなっていないものの、開示対象として発信者の電話番号を追加すること、被害者からの請求により裁判所が訴訟手続によらずに開示の適否を判断・決定する新たな手続きを新設すること、アクセスログが消去されないために事前に保全しておく手続きを新設すること等が議論されています。

これらの改正は、表現の自由や個人情報保護との関係で反対論もあるところですが、採用されるに至れば、被害者を迅速かつ実効的に救済できる新制度として社会へのインパクトは非常に大きいと言えます。

今後、実際に改正がなされた場合には、何らかの形で新制度についての情報発信ができればいいなと思っています。



弁護士
津田 浩克

巣ごもりの日々

予 想だにできなかった巣ごもりの日々。早朝の電車で事務所に入り、日の高いうちに帰宅。仕事の合間に、積んでいた渡辺京二の「逝きし世の面影」やイザベラ・バードの「日本奥地紀行」などを読み漁りました。幕末から明治にかけて日本を訪れた西洋人の目に映った民衆の姿や習俗が活写されています。この国が、文明開



弁護士
岩本 朗

副会長を務めております

予 定通り、4月1日から大阪弁護士会の副会長を務めております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、弁護士会も、法律相談センターでの面談の法律相談の中止・電話相談への切替や、会館内での感染防止対策の徹底、弁護士会職員の自宅待機・交代勤務を行うなど、様々な対応を迫られました。

新型コロナ禍のもとで、事業継続が危機にさらされている事業者の方々や、生活に困窮している市民の方々の法的に守っていくことは弁護士の社会的使命であると思います。皆様にはご不便ご迷惑をお掛けしておりますが、引き続き任務を果たしたいと考えております。



弁護士
室谷 悠子

コロナ禍の中の海合宿

緊 急事態宣言後も社会経済の混乱と不安の蔓延が続いており、苦しい状況にいる方々を思うと胸が痛みます。弱い立場の方々にしわ寄せがいかない社会であってほしいし、そのためにできることをしたいと思います。

学校や保育園が再開しても、楽しい行事は軒並み中止があたり前です。そんな中、年長の娘は14人のぶどう組の級友で海合宿に行ってきました。乳幼児を集団で預かる保育園はそもそも完全に密を避けるのは不可能です。それならば子どもたちのために工夫してできることはしてやりたいと、事前と当日の対策を十分重ねながら強行を決断くださった保育園に、親としてとても感謝しています。保育園最後の年の子どもたちの大事な思い出になるといいな。



弁護士
平林 佳江子

高校生の夢

今 年はインターハイや甲子園等、軒並み学生スポーツの全国大会が中止になりました。私もかつて、ソフトテニスでインターハイを目指す学生の一員であったことから、目標にしていた目の前の夢がなくなってしまった学生を思うといったまれない気持ちになりました。

ただ、当時、クラブの友人と本当に「密」な時間を過ごしただけに、約20年経った今も非常に「密」な関係で、その友人関係は自分の人生におけるかけがえのない財産となっています。全国大会がなくなっても、必死に練習してきた時間と築き上げた人間関係はなくなるものではないので、高校生たちには次の夢に向かって頑張っていってほしいと思います。

化と富国強兵政策の過程で失ってしまった民衆の美質や習俗について考えさせられました。

巣は巣でも、山の中に巣(テント)を張っての読書三昧ならなお良かったのですが…。

テントの傍らで焚火をしつつ、星々を眺める機会を待ちわびる今日この頃です。ご自愛ください。



弁護士
原 正和

Hong Kong

今 から13年前の7月、アメリカのロースクールでの授業が始まる前の1か月間、香港でのサマースクールに参加しました。香港は、中国の一部でありながらも「一国二制度」というシステムのもと、中国本土とは政治的、経済的に一線を画した地域であり、それゆえにHong Kongは世界中からマネーと人が集まる世界金融

の中心の一つとして機能してきました。しかし、日本の戦前の治安維持法を彷彿とさせる香港国家安全維持法が成立したことで、いま、Hong KongがHong Kongではなくなり、ただの香港になりそうな状況になっています。表面上は「一国二制度」のままであったとしても、Hong Kongが持つあの独特の雰囲気と自由さがなくなってしまうのは避けがたいと思われる状況を、大変残念に思っております。



弁護士
黒田 祐史

訳あり商品

新 型コロナウイルスの影響で、農業や漁業といった第一次産業事業者、レストラン等の飲食店では、長期間の保存がきかない食品の商品や在庫を過剰に抱えてしまったところが現在も多くあります。

そのような中、自社の商品や在庫を訳あり商品として販売し、事業者の支援を広げる場がSNS等でいくつかできています。

消費者としては、通常よりも安い価格で普段なかなか買えない商品が買うことができる、フードロスや食品ロスも支援できる、事業者を支援できると良いことがたくさんあります。私も何点か商品を購入させていただきましたが、事業者の方々は大変感謝していただきました。

仕事が思うように進まない、外に遊びに行けないというストレスがある中、このような助け合いの場に関わることが楽しみの一つになりました。



弁護士
池田 健人

プロ野球選手会の公認選手代理人に

か ねてよりプロ野球好きを公言してきましたが、遂に日本プロ野球選手会の公認選手代理人に登録しました。

契約更改のシーズンに、スポーツニュースなどで目にする、選手の横に座っている「アレ」です。しかし、その存在の知名度とは裏腹に、代理人を利用しているプロ野球選手は、年間10～20名程度しかおらず、イメージよりも利用されていないというのが実情です。

球団と選手の間には、情報量、交渉力など様々な点において格差があるので、今後は、公認選手代理人の1人として、選手の利益拡大の一翼を担っていければと思います。



残暑 お見舞い申し上げます。



弁護士
石飛 優子

息子は恐竜博士

小 学2年生になる息子は恐竜に夢中。部屋は恐竜の本やおもちゃでいっぱい。100種類以上の恐竜の名前を憶えているうえ、これは竜脚類だ、これは何となく類だ(私には覚えられません)と一生懸命説明してくれます。

化石の研究は日々進んでいるようで、私が幼かったころ定説だったことが、今はそうではない、ということもあるようです。

例えば、最近の研究では、羽毛を持つ恐竜がいたことが分かっており、爬虫類というよりは鳥に近い姿だったのではないかと、という説があるようです。また、子育てをしていた恐竜がいた、卵を温めて孵化させていた恐竜がいた、など、新しい発見が次々と生まれているようです。

恐竜は1億6千万年近く繁栄したとされているのに対し、人類の祖先が登場してから今日まではわずか40万年ほど。驚くような発見がまだまだあるかもしれません。



弁護士
杉田 峻介

自分の自転車史

転 居を機に自転車を購入しました。もともと自分でパーツから組み上げられるくらい自転車は好きなのですが、過去の歴史を振り返ってみると…

中学、高校時代(大阪)：何となくマウンテンバイク、大学時代(京都)：旅に出たくてランドナー(※ツーリング用自転車)、ロースクール時代(神戸)：山際でアップダウンが激しいのでロードレーサー

…そして今回購入したのは、スポーツタイプで折り畳みもできるミニベロ(小径車)です。仕事で京都に行った際、気に入って中古で買いました。スーツで乗っても目立たない、でもそこそこスピードも出したい、手軽に色んなところに持ち運びたい…要は欲張りなのですが(笑)、そんな今の自分のニーズに合っています。コロナで大変な情勢ではありますが、新しい自転車で屋外の行動範囲を広げたいと思います。



弁護士
中江 友紀

入所後雑感

入 所してから丸8カ月が経ちました。あっという間に過ぎた、というよりは、ゆっくりちゃんと育ててもらった8カ月に感じます。コロナの影響で、事務所に出ない時期もありましたが、場所や紙にとられない働き方について考える、良い機会にもなりました。

入所して初めて気づくことがたくさんあります。みんな声の大きいので、離れた席にいるはずの人の電話の音が聞こえてきたり、隣から熊の話題が聞こえてきたり、にぎやかで楽しい事務所です。どの弁護士も個性が強く、天才的な部分をもっている、面白い集団に感じます。

今年も残り4カ月。私も自分の個性を伸ばしていける4カ月を過ごしたいと思います。



弁護士
池田 直樹

マスク警察

仕 事を引きすって帰る川沿いの夜道。ペダルを漕ぐ息が切れてきて見回すと誰一人いない。よしとマスクをははずすや、「ギョギョ！キキ、キキ！」と河原の葦の暗闇から、けたたましい警告音。思わぬ「マスク警察」の正体はオオヨシキリ。鳴き声の「ギョギョシ」から「行々子」と書く。毎夏、フィリピンから渡ってくる。

コロナ下でも、自由に国境を越え、赤い喉をちらつかせて大声でしゃべりまくる。「行々子口から先に生まれたか 小林一茶」。お前はむしろマスクの抑圧に抵抗する弁護士なのか。急にペダルが軽くなった。この話、ちょっと仰々しい？



弁護士
齊藤 優摩

テレワーク？

当 事務所にもテレワークの波が押し寄せてきました。今までは、家で仕事をするときはリビングの机と椅子を使っていましたが、テレワークで、一日中ずっとそこで仕事をするわけにいかないので、急いで仕事用の机と椅子を購入しました。買った椅子と机を早速使ってみると、使い勝手もよくこれで仕事も捗りそう

だと喜んでいたのですが、蓋を開けてみれば、結局、何だかんだ事務所に来ちゃって、今では、宝の持ち腐れ状態になってしまっています。まずは、環境面よりも精神面をテレワークモードにしないといけないことに気が付き、買ってしまった椅子と机を横目に見つつ、テレワークの道のりはまだまだ遠そうと思う毎日です。



弁護士
和田 知彦

フィールドに行くこと

弁 護士の仕事をしていても、現地に行ってみるといことはとても重要です。法律だけでは机上の空論になってしまいます。問題になっている土地や建物の状態を見ること、事故現場の状況を見ること、現地で見ること初めて分かることがあります。

自然に関わることも同じことが言えると思います。図鑑を見ているだけでは生き物のことは分かりません。実際に棲息地に行き、その姿を見たり、鳴き声を聞いたりして初めて分かることがたくさんあります。実際に見てみないことには生態系を理解したり自然の連続性を感じることはできません。

今年はサーフィンを楽しめるようになりたいと思っています。これまで、何度か行ったことはあるのですが、継続的に取り組むことができませんでした。サーフィンはとてもシンプルなおもしろいと思います。海の中に自分と板だけ。板を浮かべて波に乗る。その日の景色や環境を楽しむ、そんなことができるようになりたいと思っています。



弁護士
満村 和樹

これからの働き方の話

弁 護士になって半年も経たずにコロナの影響を受け、原則リモートワークということになり思いました。「リモート辛い…」

僕の部屋は寝ることと酒を飲むことくらいしか想定していない狭い部屋なのです。ただ、会社にとってリモートワークはオフィスの賃料削減になったり、業務の見える化ができる等の経営面のメリットがあります。特にリモートと親和性の高いITベンチャーなどは今後どんどん利益率を高めて日本社会におけるプレゼンスを増してくるでしょう。オフィスに縛られる必要なくなった人々が人口分散化の起爆剤になるかもしれません。日本人の働き方はどうなっていくのでしょうか。

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月には緊急事態宣言発出という未曾有の事態が生じました。徐々に経済活動を再開させる動きになってはいますが、依然として多くの方々が苦境に立たされています。

当事務所では、中小企業を支援する法律事務所として少しでもお力になれることはないかと考え、4月から5月にかけて新型コロナウイルスに関連する中小企業向けの法律相談Q&Aを5回(第1回:貸借契約編、第2回:雇用編、第3回:既存借入金のリスキ編、第4回:取引(契約)編、第5回:株主総会編)に分けて発行し、顧

問先様を中心にメールで配信いたしました。

支援の政策が日々動いていますし、時期によって法律問題の性質も変わりますので、それにあわせて随時情報をキャッチアップし、皆さまに適切な法的サービスを提供できるよう努めさせていただきます。

さらに、皆さまのニーズを把握して、法律問題だけでなく、支援を要する顧客先同士のニーズのマッチングなど(例としてホテルと病院、飲食と事業所の協力など)も試みております。

当事務所は全力をあげて、皆さまに伴走し、この危機を乗り切ってもらいます。

奄美あすなろだより



世界自然遺産登録

というスイッチ

弁護士 和田 知彦

ここ数年、南の島のリゾートブームや世界自然遺産登録を見据えた開発の準備のため、奄美大島の土地が内地資本や海外資本の会社を買われていっています。特に、北大島方面で顕著な事象です。しかし、こうした事実は、あまり公になっていません。

あやまる岬のすぐ近くの海沿いの大型の土地も買われました。表現を変えれば売られたとも言えるでしょう。そこに大型のホテルが建てば、奄美百景のうちの一つとされたあやまる岬からの景色はどうなるのでしょうか。その他の場所も、とにかく、売られたり、売りに出されていたりと、いつどうなるか分からない状態で地元住民の生活環境も変わっていくことが予想されます。残念ながら、その景観を守ろうとする行政関係者や政治家は今のところどこにもいないように見えます。

地元の不動産業者の中にも、世界自然遺産登録を見据えて土地を買い漁って地上げ屋のようなことをしているところもあり、トラブルが増えています。南西諸島の他の開発が進んでいる地域の傾向を見ると、観光地化や開発

が進むと、まずは賃貸物件の賃料相場が上がっていきます。また、今まで地元住民が普通に入ることができた場所が事実上ホテルのプライベート空間のようにされてその場所を楽しむことが難しくなっていきます。日常の生活環境に影響が及んでいきます。そもそも、世界自然遺産の登録地域には海や海岸は含まれていません。大雑把に言えば、対象になっているのは森の一部だけです。しかし、世界自然遺産登録の影響は奄美群島の全土に波及します。

世界自然遺産登録それ自体はその瞬間のことに過ぎません。世界自然遺産登録がされたとして、どのような場所にしていくのか、それは奄美に関わる一人一人の手にかかっています。世界自然遺産登録は、奄美に関する色々なことのスイッチになるでしょう。本来の目的は自然環境の保護のほうですが、その波及効果は単純な話ではないでしょう。むしろ実際は、経済活動、観光地化、開発、地元住民の生活環境の変化といった形で大きな影響が現れていくでしょう。

奄美の歌ではありませんが、沖縄の歌で「黄金の花(こがねのはな)」という曲に「黄金の花はいつか散る」「神が与えた宝物、それはお金じゃないはず」という歌詞がでてきます。一時のお金と引き換えに大切なものを売り渡すと、それは二度と返ってきません。世界自然遺産登録が決まるその日は、どんなスイッチを押した日になるのでしょうか。それは、今を生きている一人一人の手にかかっています。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索:「みどりの遺言」にて

環境団体への遺言寄付等による社会貢献、「みどりの遺言」のWebセミナーを開催します。

■開催日時: 2020年9月12日(土)午後2時~

■開催方法: zoomウェビナー(受講方法につき詳しくは申込受付後、ご説明します)

■受講料: 無料

■講師: JELF弁護士および日本を代表する環境団体担当者

■人生90年時代を豊かにする「相続・遺言・信託」を共に考えます。具体例を通じて相続・遺言について学び、皆さんが貢献できる環境団体の活動を紹介します。

■お申し込みはこちらへ

midori@green-justice.com

夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

大阪事務所

8月13日(木)~8月14日(金)

奄美支所

8月31日(月)~9月2日(水)

